

新商品「あんしん夢終身」発売等のお知らせ

東京海上日動あんしん生命保険株式会社(取締役社長 ^{あきの しゅうじ} 浅野 収二、以下「当社」)は、2025 年 9 月 22 日(月)より、お客様の資産形成をしたい、相続に備えたいというニーズに対して、健康状態にかかわらず一生涯の死亡保障を確保できる円建ての一時払終身保険「あんしん夢終身」^(注1)を発売します。本商品は、お客様のニーズに応じて、「Ⅰ型:死亡保険金額重視プラン」と「Ⅱ型:積立金額重視プラン」の2つの型(プラン)をご用意しています。また本商品の発売を機に、終活・相続等へのお悩みやお困りごとの解決に向け、当社商品^(注2)にご加入しているお客様やそのご家族^(注3)を対象に、新たな付帯サービスとして「終活・相続アシスト」の提供を開始します。

(注1) 正式名称:積立利率変動型一時払終身保険(保障選択型)

(注2) 「あんしん夢終身」を含む第一分野商品(終身保険、スマートあんしん定期、マーケットリンク等)

(注3) 契約者・被保険者およびその配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族と、死亡保険金受取人およびその2親等内の血族

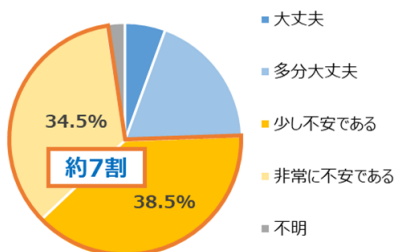
1. 背景

日本では、平均寿命の延伸に伴い長寿化が年々進行し、人生100年時代と呼ばれるかつてない超高齢社会を迎えています。こうした社会構造の変化により、約7割の方が老後の生活資金に関して経済面の不安を抱えており「長生きリスクに備える生活資金の準備」が重要となっています(下図①)。また、高齢者の増加に伴い「円滑な相続に向けた準備」の必要性も高まっています。

当社はこれまでも、人生100年時代における「生命寿命」「健康寿命」「資産寿命」の延伸といったお客様や社会の課題解決に向けて取り組んでまいりました。資産寿命の延伸に向けては、「マーケットリンク(正式名称:新変額保険(有期型))」をご提供し、お客様から大変ご好評いただいております。一方で、家計における金融資産の構成比では現金・預金が50%を超えていること(下図②)から、まとまった資金を有効活用できる一時払商品の開発要望を多くいただいております。また、相続時の死亡保険金非課税枠を活用している割合は34.1%(下図③)と、広く活用されているとは言えず、生命保険を活用した相続の準備が十分にできていない現状も踏まえ、この度、円建てで為替リスクを抑えつつ相続対策・資産形成のお役に立てる「あんしん夢終身」を発売いたします。

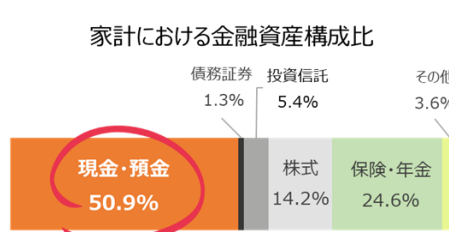
生命保険による保障のみならず、多くの方が経験していない終活・相続等にかかわるすべてのお悩みやお困りごとに対し、新たな付帯サービスとして終活や相続の専門家に相談することができる「終活・相続アシスト」の提供を開始します。

① 老後の生活資金に対する安心感・不安感



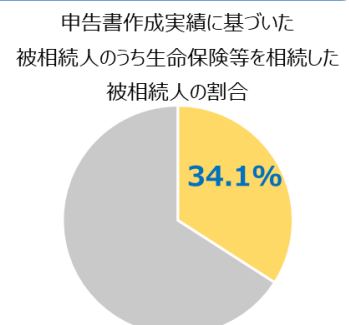
(出典) 生命保険文化センター
令和6年度「生命保険に関する全国実態調査」

② 金融資産の保有状況



(出典) 内閣府
令和6年度「年次経済財政報告」

③ 生命保険の非課税枠の活用状況



(出典) 国税庁
令和5年度「統計年報」

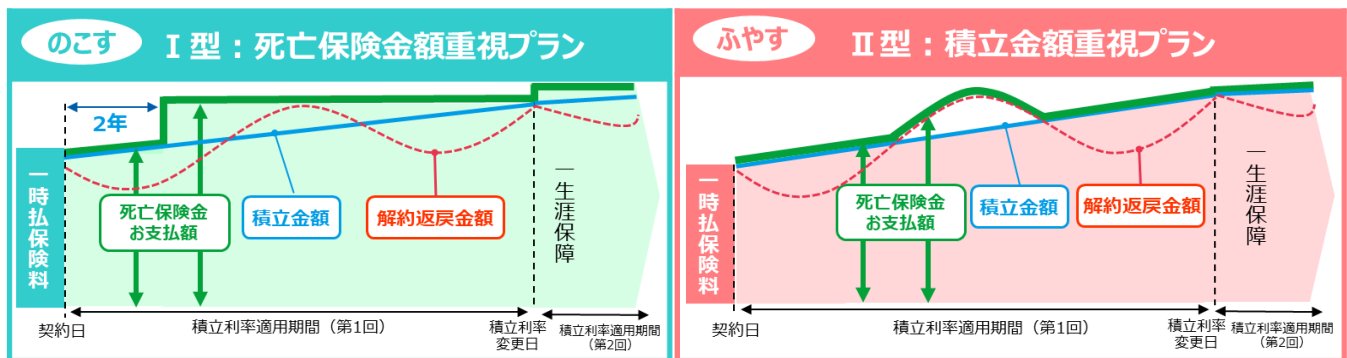
2. あんしん夢終身の概要

(1) 商品の特長

- 特長1 健康状態等に関する告知なしで一生涯の死亡保障を準備できる、円建ての一時払終身保険です！
- 特長2 ニーズに合わせて「Ⅰ型：死亡保険金額重視プラン」と「Ⅱ型：積立金額重視プラン」の2つのプランから選択いただけます！
- 特長3 積立利率は、毎月2回(1日と16日)、その時点の市場金利に応じて設定します！
- 特長4 終活・相続のお悩みを相談できるサービスをご利用いただけます！

(2) 商品概要

<イメージ図>



上記はイメージ図であり、将来の積立金額、解約返戻金額、死亡保険金お支払額の推移を保証するものではありません。

<保障内容>

お支払事由	死亡した場合に保険金をお支払いします(高度障害による保険金のお支払いはありません)。
死亡保険金お支払額	●Ⅰ型：死亡保険金額重視プラン 「死亡保険金額^(注4)」、「死亡日における積立金額」または「死亡日における解約返戻金額」のいずれか大きい金額 ●Ⅱ型：積立金額重視プラン 「基本保険金額(＝一時払保険料)」、「死亡日における積立金額」または「死亡日における解約返戻金額」のいずれか大きい金額

(注4) 契約日からその日を含めて2年以内は基本保険金額(一時払保険料)と同額を死亡保険金額とし、2年経過後は積立利率に基づき計算した金額とします。

<主な取扱い>

項目	内容		
契約年齢	20～90 歳		
一時払 保険料	契約年齢	最低一時払保険料	最高一時払保険料
	69 歳以下	200 万円	10 億円 ^(注 5)
	70 歳以上	300 万円	
	積立利率 適用期間	契約年齢	第 1 回
20～75 歳		30 年 10 年(Ⅱ型のみ)	第 1 回積立利率適用 期間と同一の年数 ^(注 6)
76～80 歳		25 年	終身
81～85 歳		20 年	
86～90 歳		15 年	
告知		なし	
死亡保険金 受取人範囲	被保険者の配偶者または 6 親等内の血族または 3 親等内の姻族		

（注 5）Ⅰ型は契約日から 2 年後の年単位の契約応当日における死亡保険金額 10 億円を限度とします。

（注 6）積立利率変更日において以下の年齢を超えるときは終身となります。

積立利率適用期間 30 年の場合：75 歳、積立利率適用期間 10 年の場合：90 歳

(3) 死亡保険金額・積立金額・解約返戻率例

契約時の積立利率は、毎月 1 日と 16 日に計算した率を適用します。

以下の【ご契約例】は仮の積立利率です。また、解約返戻率は年単位の契約応当日の前日の値です。金額については千円以下を切捨てて表示しています。

ご契約例：一時払保険料 1,000 万円、契約時の指標金利 2.30%、契約時の積立利率 2.30%、積立利率適用期間 30 年

【Ⅰ型(死亡保険金額重視プラン)】

Ⅰ型：死亡保険金額 重視プラン		積立利率 ^(注7)	契約日の 2年後応当日の 死亡保険金額	解約返戻率 ^(注8) (契約時と解約時の指標金利が同率の場合)			
性別	年齢			経過年数			
				5年	10年	20年	30年
男性	50歳	2.30%	1,813万円	109.3%	122.4%	148.4%	181.2%
	60歳		1,629万円	108.5%	119.9%	140.2%	162.9%
	70歳		1,396万円	107.7%	116.9%	128.6%	139.6%
女性	50歳	2.30%	1,894万円	109.6%	123.4%	152.6%	189.2%
	60歳		1,784万円	109.3%	122.3%	148.0%	178.3%
	70歳		1,550万円	108.7%	120.0%	137.4%	155.0%

Ⅰ型：死亡保険金額重視プラン		解約返戻率 ^(注8)			
		経過年数			
契約例：50歳(男性)		5年	10年	20年	30年
金利変動幅 ^(注9)	+1.0%	94.2%	108.9%	140.0%	181.2% ^(注10)
	0.0%	109.3%	122.4%	148.4%	
	▲1.0%	127.0%	137.7%	157.4%	

【Ⅱ型(積立金額重視プラン)】

Ⅱ型：積立金額重視プラン		積立利率 ^(注7)	契約日の 2年後応当日前日の 積立金額	解約返戻率 ^(注8) (契約時と解約時の指標金利が同率の場合)			
性別	年齢			経過年数			
				5年	10年	20年	30年
男性・女性	50歳	2.30%	1,046万円	110.2%	125.2%	157.5%	197.8%
	60歳						
	70歳						

Ⅱ型：積立金額重視プラン		解約返戻率 ^(注8)			
		経過年数			
契約例：50歳(男性)		5年	10年	20年	30年
金利変動幅 ^(注9)	+1.0%	95.0%	111.3%	148.6%	197.8% ^(注10)
	0.0%	110.2%	125.2%	157.5%	
	▲1.0%	128.0%	140.9%	167.1%	

(注 7) 実際の積立利率は被保険者の性別や積立利率適用期間に応じて設定されます。

(注 8) 解約返戻率は「解約控除適用後の解約返戻金÷一時払保険料」で計算しています。

(注 9) 契約時と解約時の指標金利の差をいいます。金利変動幅の上限または下限を示すものではありません。

(注 10) 解約返戻率の計算基準日が積立利率適用期間(【ご契約例】では 30 年)満了日のため、市場価格調整による影響はありません。そのため、解約返戻金額は契約時に確定します。

(4)ご留意いただきたい事項

<お客様にご負担いただく費用について>

この保険では、お客様に以下の費用をご負担いただきます。

① 積立利率適用期間中にご負担いただく費用(保険関係費用)

・積立利率の計算にあたっては、保険関係費用として、ご契約の締結・維持に必要な費用および死亡保険金のお支払いに必要な費用のうち、支払額の変動に備えるための費用をあらかじめ差し引きます。これらの費用の率は最大0.60%とします。積立利率は指標金利を基準とし、調整率として±1.0%の範囲内で調整のうえ、これらの費用の率を差し引くことにより計算します。

・保険契約の型がⅠ型の場合、これに加えて、死亡保険金のお支払いに必要な費用のうち、危険保険料に相当する費用を月単位の契約応当日に積立金から控除します。この費用は、積立利率適用期間および被保険者の年齢・性別等により異なり、年齢別の発生率を用いて算出しているため、具体的な金額や割合で表示することはできません。

② 解約・減額時にご負担いただく費用

ご契約の解約または基本保険金額の減額に際して、契約日からその日を含めた経過年数が10年未満の場合、基本保険金額またはその減額分に経過年数に応じた下表の解約控除率を乗じた金額を解約日または減額日の積立金から控除して、解約返戻金をお支払いします。

【解約控除率】

経過年数		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
積立 利率 適用 期間	30年	3.00%	2.70%	2.40%	2.10%	1.80%	1.50%	1.20%	0.90%	0.60%	0.30%
	上記以外	2.50%	2.25%	2.00%	1.75%	1.50%	1.25%	1.00%	0.75%	0.50%	0.25%

③ 年金支払特約にもとづく死亡保険金の年金受取時にご負担いただく費用

年金支払特約により死亡保険金を年金としてお支払いする場合、年金管理費として、毎年お支払いする年金額に対して0.45%(※)を年金支払日に責任準備金から控除します。

(※)年金管理費は、将来変更される可能性があります。

<金利変動リスク>

この保険は、日本国国債等の債券を主体として運用しており、解約返戻金はこの債券の価値をもとにお支払いします。このため、解約返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を反映させる仕組み(市場価格調整)を採用しており、ご契約を解約される場合または基本保険金額を減額される場合にお支払いする解約返戻金額は、市場金利の変動に応じて、お申込みいただいた一時払保険料を下まわり、ご契約者に損失が生じるおそれがあります。

ただし、積立利率適用期間が終身となった場合、その後は市場価格調整を行いませんので、解約返戻金が一時払保険料を下まわることはありません。

金利リスクについては、右記二次元コードから解説動画もご覧いただけます。

あんしん夢終身
金利変動リスク解説動画



3. 終活・相続アシスト(お客様の終活・相続等に係るお悩みやお困りごとを解決するサービス)の新設

株式会社鎌倉新書(注 11、以下、鎌倉新書)と協業し、お客様の終活・相続等のお悩みやお困りごとを幅広く承り、お客様のご要望に応じて専門業者をご紹介しますサービス「終活・相続アシスト(以下、本サービス)」を新設します。

本サービスは、専門知識を持った相談員が対応するため、漠然としたお悩みから具体的な手続きまで幅広くご相談いただけ、鎌倉新書の豊富なネットワークを活用し、エリアを問わず様々な専門業者のご紹介が可能です。また、契約者・被保険者だけでなく、死亡保険金受取人等のご家族も本サービスをご利用いただけるため、ご本人の生前の活用だけでなく、遺されたご家族のお役にも立てます。

本サービスを生命保険と併せてご提供することで、お客様の終活・相続に関するお悩みやお困りごとに対して包括的にお守りすることを目指します。

【サービスの概要】



(注 11) 鎌倉新書の概要 (<https://www.kamakura-net.co.jp/>)

鎌倉新書は、1984年に創業し、現在東証プライム市場に上場するITメディア・サービス事業者です。「終活が当たり前になる、その時だれもが鎌倉新書をイメージ(想起)する。」をビジョンに掲げ、マッチングプラットフォームとなるポータルサイト運営を中心とした、終活に関わるサービスの提供、自治体に対する高齢者領域での住民サービスの支援などを実施しています。生前支援から葬儀、相続、お墓・仏壇まで人生に寄り添う終活ワンストップサービスに強みを持っています。

※本ニュースリリースは商品の概要について記載したものです。生命保険契約のご検討に際しては、必ず「パンフレット」「ご契約のしおり／約款」「契約締結前交付書面＜契約概要／注意喚起情報＞」などをご確認ください。

以上